

令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 鮭川村

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) おける、市内交通ネットワークの課題に関する年〇回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (鮭川村) ・〇〇市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議 (〇〇市) <p>○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(鮭川村、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GTFS-JPの作成・提供 (鮭川村) ・本市作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介 (〇〇市) ・スクールバスや病院送迎バス等、市内輸送手段のGTFS-JPの作成・提供 (〇〇市、事業者) <p>○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(鮭川村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、鮭川村) ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討 (鮭川村、事業者) <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p>
2. 運行システムの概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の鮭川村相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値 (目標年度:R7) RESASの移動実態数値(本県への来訪者数等): 県外 60,000人、県内 70,000人 ・鮭川村目標値 (目標年度:R7) 県外 122人、県内 650人 <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標3の鮭川村相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値 (目標年度:R7) 市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員: 2.50回/人 ・鮭川村の目標値 (目標年度:R7) 2.75回/人(直近年度の実績 11,457人) <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標4の鮭川村相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値 (目標年度:R7) 市町村の移動サービスに対する負担額 地域鉄道 : 7,203万6千円(直近年度の実績 7,203万6千円) 路線バス : 4億6,000万円(直近年度の実績 4億7,553万4千円)

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）
 デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
 タクシー：1億円（直近年度の実績103万円）
 ・鮭川村目標値（目標年度：R7）
 路線バス：28,332,547円（直近年度の実績28,332,547円）
 デマンド交通：18,888,365円（直近年度の実績18,888,365円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

日下・真室川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,700人以上（直近年度の実績1,242人）
 大芦沢・豊里駅線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,400人以上（直近年度の実績1,410人）
 羽根沢・新庄線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,500人以上（直近年度の実績6,438人）
 予約制乗合バス（村外）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績2,367人）
 予約制乗合バス（村内）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績2,367人）

日下・真室川線の収支率：2.0%以上（直近年度の実績2.80%）
 大芦沢・豊里駅線の収支率：1.5%以上（直近年度の実績1.40%）
 羽根沢・新庄線の収支率：5.0%以上（直近年度の実績7.20%）
 予約制乗合バスの収支率：1.7%以上（直近年度の実績2.70%）

日下・真室川線への鮭川村負担額5,666,508円（直近年度の実績5,666,508円）
 大芦沢・豊里駅線への鮭川村負担額10,766,368円（直近年度の実績10,766,368円）
 羽根沢・新庄線への鮭川村負担額11,899,671円（直近年度の実績11,899,671円）
 予約制乗合バスへの鮭川村負担額18,888,365円（直近年度の実績18,888,365円）

※ 予約制乗合バスは全体で一契約となっていることから、収支率及び負担額について分割することが困難なため合算したものを記載しています。

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、村内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鮭川村公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスの各路線について、鮭川村から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスへの上記鮭川村の委託金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交

通サービスに対する鮭川村の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額 47,220,912 円（直近年度の実績 47,220,912 円）

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○山形県地域公共交通活性化協議会 <令和 4 年度> ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論 ・令和 4 年 9 月 21 日（第 2 回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・令和 5 年 1 月 27 日（第 3 回）：令和 4 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時） <令和 5 年度> ・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上） <令和 4 年度> ・令和 4 年 7 月 15 日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ） （日付けは書面報告日）

<p>・ 令和5年2月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の （日付は書面協議成立時）変更について</p>
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鮭川村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本村の地域公共交通会議においても利用者の代表者を委員として選出し、提出された意見等を運行に反映している。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p>
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の 7

(所 属) 住民税務課

(氏 名) 木水 良

(電 話) 0233-55-2111

(e-mail) jyuzei2@vill.sakegawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1) 日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川駅前	往 10.1km 復 10.1km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所で JR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2) 大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	245日	857.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR 奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3) 羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.2km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス(村外)	村内全域 (新庄駅前、県立病院前、真室 川駅前、町立真室川病院)			往 km 復 km	245日	735回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス(村内)	村内全域			往 km 復 km	245日	1470回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所 でJR奥羽本線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1) 日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川駅前	往 10.1km 復 10.1km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所で JR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2) 大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	245日	857.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR 奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3) 羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.2km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス(村外)	村内全域 (新庄駅前、県立病院前、真室 川駅前、町立真室川病院)			往 km 復 km	245日	735回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス(村内)	村内全域			往 km 復 km	245日	1470回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所 でJR奥羽本線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1) 日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川駅前	往 10.1km 復 10.1km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所で JR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2) 大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	245日	857.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR 奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3) 羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.2km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス(村外)	村内全域 (新庄駅前、県立病院前、真室 川駅前、町立真室川病院)			往 km 復 km	245日	735回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス(村内)	村内全域			往 km 復 km	245日	1470回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所 でJR奥羽本線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鮭川村
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	3,902
交通不便地域等	3,902

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
3,902	村内全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

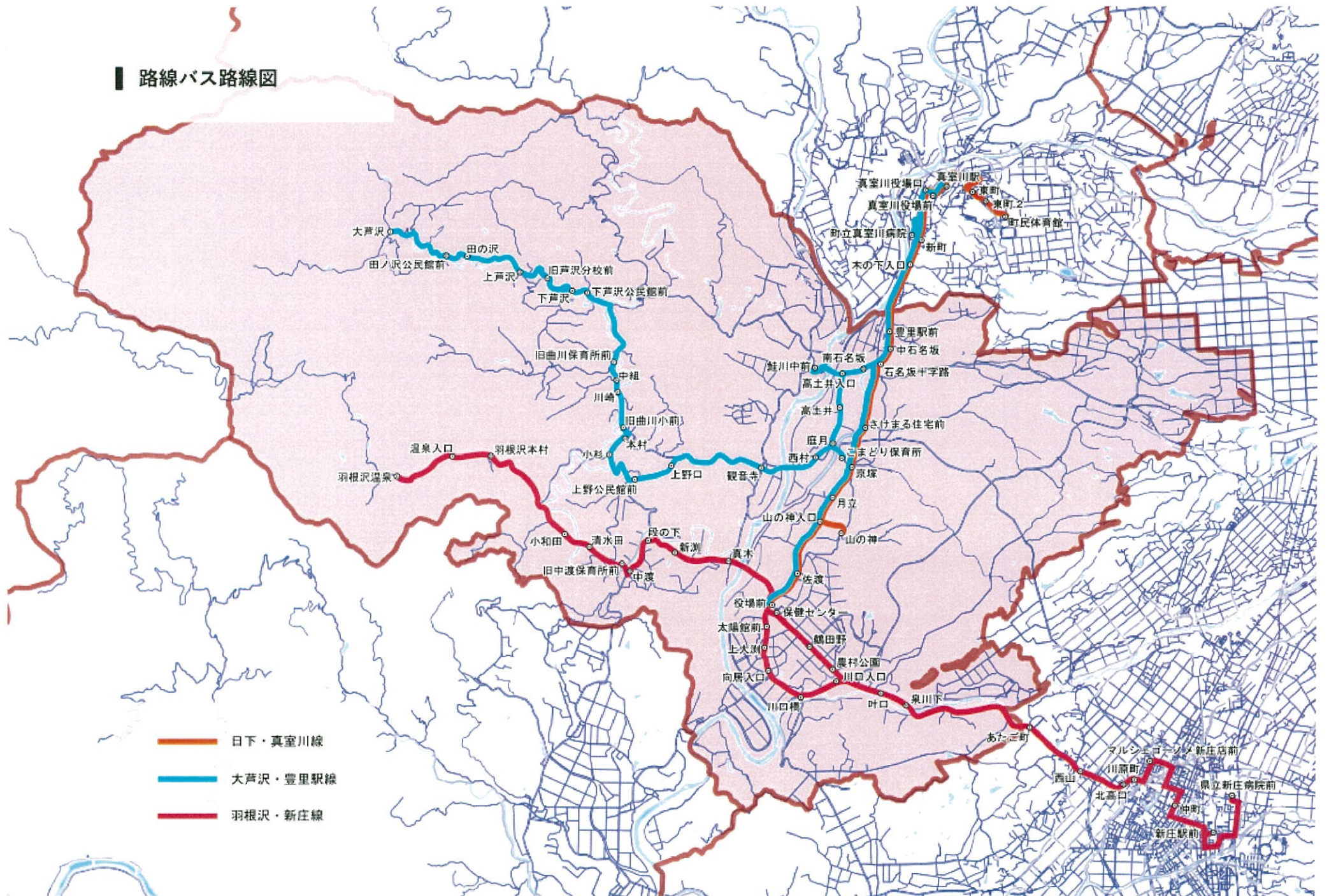
(1)記載要領

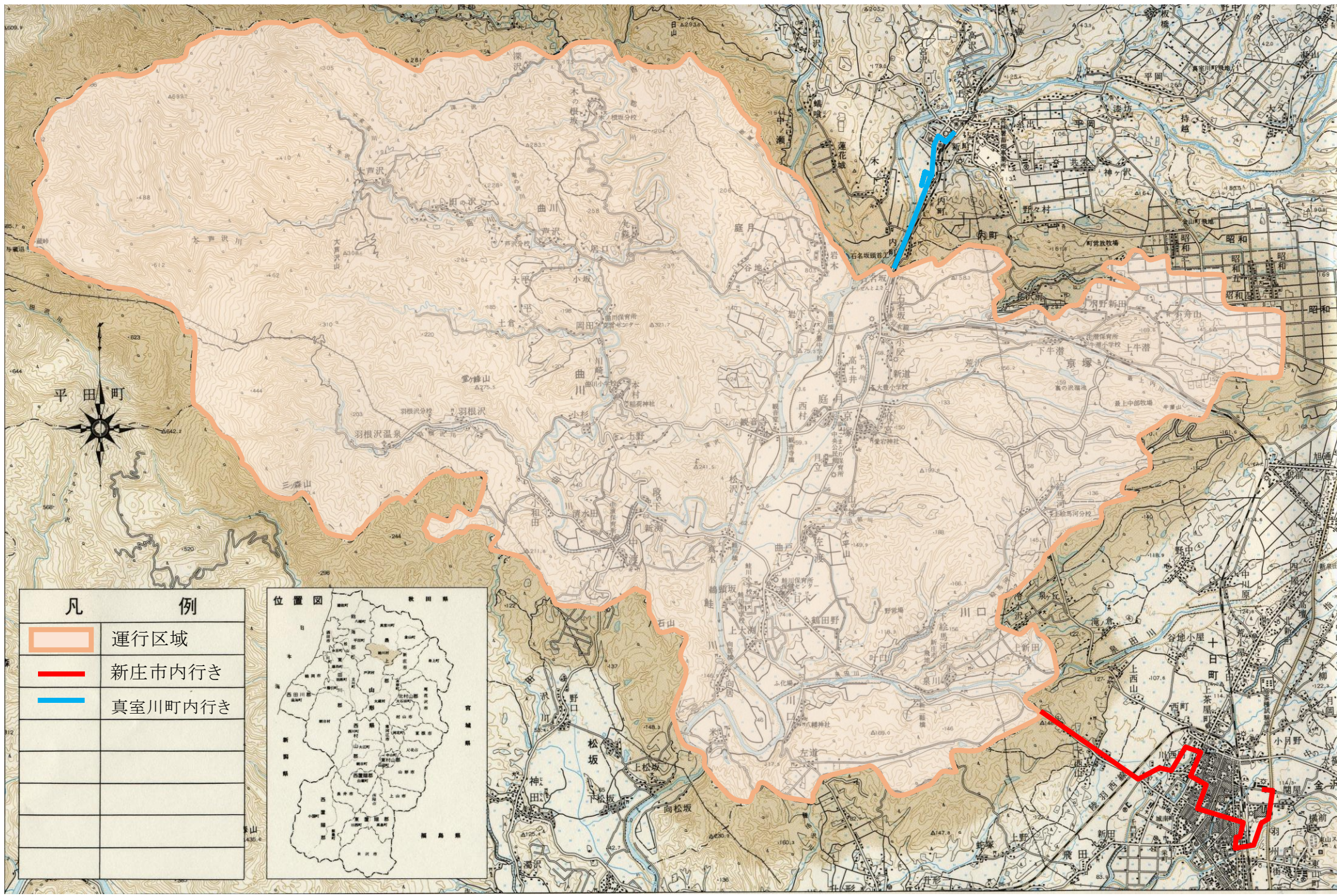
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。



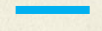
(2)添付書類

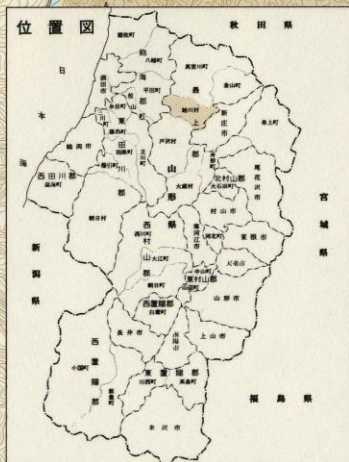
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

路線バス路線図





凡	例
	運行区域
	新庄市内行き
	真室川町内行き



○日下～真室川線

真室川行き					鮭川村役場行き					
鮭川村役場前	7:20	9:20	10:50	13:30	町民体育館	8:15	11:30	14:25	17:15	18:35
佐渡	7:21	9:21	10:51	13:31	東町2	8:16	11:31	14:26	17:16	18:36
山の神	7:24	9:24	10:54	13:34	東町	8:17	11:32	14:27	17:17	18:37
山の神入口	7:25	9:25	10:55	13:35	真室川駅前	8:21	11:36	14:31	17:21	18:41
月立	7:26	9:26	10:56	13:36	真室川役場前	8:23	11:38	14:33	17:23	18:43
京塚	7:27	9:27	10:57	13:37	真室川役場口	8:24	11:39	14:34	17:24	18:44
さけまる住宅前	7:28	9:28	10:58	13:38	町立病院前	8:26	11:41	14:36	17:26	18:46
石名坂十字路	7:30	9:30	11:00	13:40	新町	8:28	11:43	14:38	17:28	18:48
中石名坂	7:31	9:31	11:01	13:41	木の下入口	8:29	11:44	14:39	17:29	18:49
豊里駅前	7:32	9:32	11:02	13:42	豊里駅前	8:32	11:47	14:42	17:32	18:52
木の下入口	7:35	9:35	11:05	13:45	中石名坂	8:33	11:48	14:43	17:33	18:53
新町	7:36	9:36	11:06	13:46	石名坂十字路	8:34	11:49	14:44	17:34	18:54
町立病院前	7:38	9:38	11:08	13:48	さけまる住宅前	8:36	11:51	14:46	17:36	18:56
真室川役場口	7:40	9:40	11:10	13:50	京塚	8:37	11:52	14:47	17:37	18:57
真室川役場前	7:42	9:42	11:12	13:52	月立	8:38	11:53	14:48	17:38	18:58
真室川駅前	7:43	9:43	11:13	13:53	山の神入口	8:39	11:54	14:49	17:39	18:59
東町	7:47	9:47	11:17	13:57	山の神	8:40	11:55	14:50	17:40	19:00
東町2	7:48	9:48	11:18	13:58	佐渡	8:43	11:58	14:53	17:43	19:03
町民体育館	7:49	9:49	11:19	13:59	鮭川村役場前	8:44	11:59	14:54	17:44	19:04

○大芦沢～豊里駅線

豊里駅行き				大芦沢行き					
大芦沢	6:50	8:20	大芦沢	10:00	真室川駅前	12:20	14:10		
田の沢公民館前	6:53	8:23	田の沢公民館前	10:03	真室川役場前	12:22	14:12		
田の沢	6:54	8:24	田の沢	10:04	真室川役場口	12:23	14:13		
上芦沢	6:56	8:26	上芦沢	10:06	町立病院前	12:25	14:15		
旧芦沢分校前	6:58	8:28	旧芦沢分校前	10:08	新町	12:27	14:17		
下芦沢	6:59	8:29	下芦沢	10:09	木の下入口	12:28	14:18		
下芦沢公民館前	7:00	8:30	下芦沢公民館前	10:10	豊里駅前	12:30	14:20	16:00	17:35
旧曲川保育所前	7:02	8:32	旧曲川保育所前	10:12	中石名坂	12:31	14:21	16:01	17:36
中組	7:03	8:33	中組	10:13	石名坂十字路	12:32	14:22	16:02	17:37
川崎	7:04	8:34	川崎	10:14	南石名坂	12:33	14:23	16:03	17:38
旧曲川小前	7:05	8:35	旧曲川小前	10:15	高土井入口	12:34	14:24	16:04	17:39
本村	7:06	8:36	本村	10:16	鮭川中前	12:36	14:26	16:06	17:41
小杉	7:07	8:37	小杉	10:17	高土井	12:38	14:28	16:08	17:43
上野公民館前	7:10	8:40	上野公民館前	10:20	庭月	12:39	14:29	16:09	17:44
上野口	7:11	8:41	上野口	10:21	こまどり保育所	12:41	14:31	16:11	17:46
観音寺	7:15	8:45	観音寺	10:25	西村	12:43	14:33	16:13	17:48
西村	7:16	8:46	西村	10:26	観音寺	12:44	14:34	16:14	17:49
こまどり保育所	7:18	8:48	こまどり保育所	10:28	上野口	12:48	14:38	16:18	17:53
庭月	7:20	8:50	庭月	10:30	上野公民館前	12:49	14:39	16:19	17:54
高土井	7:21	8:51	高土井	10:31	小杉	12:52	14:42	16:22	17:57
鮭川中前	7:24	8:54	鮭川中前	10:34	本村	12:53	14:43	16:23	17:58
高土井入口	7:25	8:55	高土井入口	10:35	旧曲川小前	12:54	14:44	16:24	17:59
南石名坂	7:26	8:56	南石名坂	10:36	川崎	12:55	14:45	16:25	18:00
石名坂十字路	7:27	8:57	石名坂十字路	10:37	中組	12:56	14:46	16:26	18:01
中石名坂	7:28	8:58	中石名坂	10:38	旧曲川保育所前	12:57	14:47	16:27	18:02
豊里駅前	7:29	8:59	豊里駅前	10:39	下芦沢公民館前	12:59	14:49	16:29	18:04
木の下入口		9:02	石名坂十字路	10:40	下芦沢	13:00	14:50	16:30	18:05
新町		9:03	京塚	10:42	旧芦沢分校前	13:01	14:51	16:31	18:06
町立病院前		9:05	月立	10:43	上芦沢	13:03	14:53	16:33	18:08
真室川役場口		9:07	山の神	10:45	田の沢	13:05	14:55	16:35	18:10
真室川役場前		9:09	佐渡	10:48	田の沢公民館前	13:06	14:56	16:36	18:11
真室川駅前		9:10	鮭川村役場前	10:49	大芦沢	13:09	14:59	16:39	18:14

○羽根沢～新庄線

県立病院行き					羽根沢温泉行き							
羽根沢温泉	6:55	羽根沢温泉	9:00	12:20	14:20	県立病院前	8:01	10:06	13:21	県立病院前	15:56	17:56
温泉入口	6:57	温泉入口	9:02	12:22	14:22	新庄駅前	8:08	10:13	13:28	新庄駅前	16:04	18:04
羽根沢本村	6:58	羽根沢本村	9:03	12:23	14:23	仲町	8:11	10:16	13:31	仲町	16:08	18:08
小和田	7:01	小和田	9:06	12:26	14:26	マルシェゴーノメ新庄店前	8:14	10:19	13:34	川原町	16:10	18:10
清水田	7:02	清水田	9:07	12:27	14:27	川原町	8:15	10:20	13:35	北高口	16:11	18:11
旧中渡保育所前	7:03	旧中渡保育所前	9:08	12:28	14:28	北高口	8:16	10:21	13:36	西山	16:13	18:13
中渡	7:04	中渡	9:09	12:29	14:29	西山	8:18	10:23	13:38	あたご町	16:15	18:15
段ノ下	7:05	段ノ下	9:10	12:30	14:30	あたご町	8:20	10:25	13:40	泉川下	16:19	18:19
新湊	7:06	新湊	9:11	12:31	14:31	泉川下	8:24	10:29	13:44	叶口	16:20	18:20
真木	7:07	真木	9:12	12:32	14:32	叶口	8:25	10:30	13:45	川口入口	16:21	18:21
鮭川村役場前	7:11	鮭川村役場前	9:16	12:36	14:36	川口入口	8:26	10:31	13:46	川口橋	16:22	18:22
太陽館前	7:13	保健センター	9:18	12:38	14:38	農村公園	8:27	10:32	13:47	向居入口	16:23	18:23
上大湊	7:14	鶴田野	9:19	12:39	14:39	鶴田野	8:28	10:33	13:48	上大湊	16:24	18:24
向居入口	7:15	農村公園	9:20	12:40	14:40	保健センター	8:29	10:34	13:49	太陽館前	16:25	18:25
川口橋	7:16	川口入口	9:21	12:41	14:41	鮭川村役場前	8:31	10:36	13:51	鮭川村役場前	16:27	18:27
川口入口	7:17	叶口	9:22	12:42	14:42	真木	8:35	10:40	13:55	真木	16:31	18:31
叶口	7:18	泉川下	9:23	12:43	14:43	新湊	8:36	10:41	13:56	新湊	16:32	18:32
泉川下	7:19	あたご町	9:27	12:47	14:47	段ノ下	8:37	10:42	13:57	段ノ下	16:33	18:33
あたご町	7:23	西山	9:29	12:49	14:49	中渡	8:38	10:43	13:58	中渡	16:34	18:34
西山	7:25	北高口	9:31	12:51	14:51	旧中渡保育所前	8:39	10:44	13:59	旧中渡保育所前	16:35	18:35
北高口	7:27	川原町	9:32	12:52	14:52	清水田	8:40	10:45	14:00	清水田	16:36	18:36
川原町	7:28	マルシェゴーノメ新庄店前	9:33	12:53	14:53	小和田	8:41	10:46	14:01	小和田	16:37	18:37
仲町	7:30	仲町	9:36	12:56	14:56	羽根沢本村	8:44	10:49	14:04	羽根沢本村	16:40	18:40
新庄駅前	7:34	新庄駅前	9:39	12:59	14:59	温泉入口	8:45	10:50	14:05	温泉入口	16:41	18:41
県立病院前	7:39	県立病院前	9:44	13:04	15:04	羽根沢温泉	8:47	10:52	14:07	羽根沢温泉	16:43	18:43

鮭川村「でんわで予約バス」のお知らせ

令和3年4月1日からの鮭川村「でんわで予約バス」運行について下記のとおりお知らせいたします。

でんわで予約バスの乗り方

予約受付時間：利用日前日の午前9時～午後4時
※受付は平日（祝日、年末年始除く）になります。

事前の会員登録が必要です。住民税務課で受付します。
役場へ来ることが困難な場合は初回乗車時のバス内で受付できます。
予約電話の際に「バス内で登録受付希望」とお伝えください。

村内行き

○ 村内のバス停どこでも 利用料金：200円

※ 70歳以上の方、身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は料金が100円になります。（保険証、対象となる手帳の提示をお願いする場合があります。）

予約受付時間：午前便予約 前日午後4時まで
午後便予約 当日正午まで


運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く

【村内バス停から予約者指定の村内バス停へ】


	午前便		午後便	
	役場発車時刻		役場発車時刻	
	8:30		13:00	
	〃		14:00	
	11:00		15:00	
			17:30	

※ 運行時間は役場発車時刻から1時間を見込んでいます。


1 新庄輸送サービス
55-2250
に電話をして
「乗るバス停」「降りるバス停」「乗る時間」「乗る人数」を伝えます。



2 「乗るバス停」にバスが来る時刻をお伝えします。



3 バスが来る時刻が近くなったらバス停に出ましよう。



- ※1 他のお客さんと乗合が基本です。マナーを守った乗車をお願いします。
- ※2 迂回をすることがあるため発着時刻にずれが生じる場合があります。
- ※3 お急ぎの場合や到着時間の指定・発着所以外の乗降を希望される方はタクシー利用等をお願いします。
- ※4 予約は受付時間内のみです。留守電等では受付できませんのでご了承ください。
- ※5 会員登録の方法については住民税務課または新庄輸送サービスにお問い合わせください。

村外行き

（新庄市内、真室川町内行き）利用料金：600円

※ 70歳以上の方は100円割引。身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は半額になります。（保険証、対象となる手帳の提示をお願いする場合があります。）

予約受付時間：前日午後4時まで

1. 新庄市内便

運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く

【鮭川村役場から新庄市内へ】 【新庄市内から鮭川村役場へ】

午前便		午後便		
停留所・発着所	発車・到着時刻	停留所・発着所	発車・到着時刻	
鮭川村役場	8:30	県立新庄病院前	12:30	14:00
予約者自宅付近停留所		新庄駅前	12:32	14:02
新庄駅前	9:28	予約者自宅付近停留所		
県立新庄病院前	9:30	鮭川村役場	13:30	15:00

2. 真室川町内便

運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く

【鮭川村役場から真室川町内へ】 【真室川町内から鮭川村役場へ】

午前便		午後便		
停留所・発着所	発車・到着時刻	停留所・発着所	発車・到着時刻	
鮭川村役場	8:30	真室川駅	12:30	14:00
予約者自宅付近停留所		町立真室川病院	12:32	14:02
町立真室川病院	9:28	予約者自宅付近停留所		
真室川駅	9:30	鮭川村役場	13:30	15:00

○お問い合わせ：鮭川村住民税務課危機管理室

TEL：55-2111（内線113）

でんわで予約バスの活用例

基本的な使い方

例① 下絵馬河バス停から役場前バス停まで

1

新庄輸送サービス
55-2250
に電話をして
「下絵馬河バス停」から
「役場前バス停」まで
「2人」で「希望する時刻」を伝えます。

役場に行きたいなー



2

電話受付員から乗るバス停にバスが着く時間をお伝えします。
※帰り便も必要であれば一緒にお伝えください。



3

予約した時間が近くなったらバス停に出ましょう。
※乗合の為、到着時間が10分前後ずれる場合があります。



時刻例：11:00便で下絵馬河から役場前へ。13:00便で役場前から下絵馬河へ帰ることができます。

〇活用例

①佐藤医院へ向かい、受診後自宅へ帰る

9:00便で自宅付近バス停から保健センターバス停で下車し佐藤医院へ。11:00便で保健センターバス停から自宅付近バス停まで行き帰宅。

②木の根坂の友人宅へ向かい、帰宅する。

村内13:00便で自宅付近バス停から木の根坂バス停で下車。15:00便で木の根坂バス停から自宅付近バス停で下車し帰宅。

③役場で書類を提出し、帰宅する。

9:00便で自宅付近バス停から役場前バス停で下車。11:00便で役場前バス停から自宅付近バス停で下車し帰宅。

※あくまで一例です。利用の際は電話受付員にご相談ください。

路線バスとの乗換え方法

例② 上大瀨西バス停から新庄病院前バス停まで（※真室川町へも同様に向かうことができます。）

1

新庄輸送サービス
55-2250
に電話をして
「上大瀨西バス停」から
「役場前」まで「2人」
で「希望する時刻」を伝えます。

新庄病院に行きたいなー



2

電話受付員から乗るバス停にバスが着く時間をお伝えします。
※帰り便も必要であれば一緒にお伝えください。



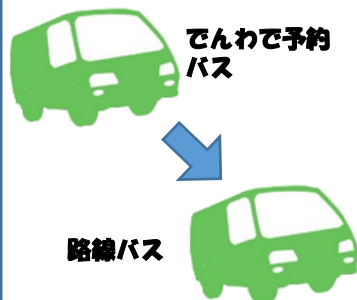
3

予約した時間が近くなったらバス停に出ましょう。
※乗合の為、到着時間が10分前後ずれる場合があります。



4

鮭川村役場で路線バスに乗り継ぎます。



5

目的地で下車します。



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	真室川町
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,203
交通不便地域等	7,203

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,203	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)